

# 下水道使用料を改定します

5月分(4月使用分)から下水道使用料が引き上げになります。



問合せ 下水道総務課 ☎ 33-4147

市ホームページ

## 下水道の役割

本市の下水道事業は、浸水の防除、汚水の排除、トイレの水洗化といった快適で清潔な生活環境を作り、安心で安全な市民生活を確保するため実施しています。

また、球磨川などの公共用水域の水質保全を図り、豊かで美しい自然環境を次世代へとつなぐ重要な役割も担っています。

施設の整備や維持管理には、多額の費用が必要であり、将来にわたって持続可能な経営を確保するため経営健全化が強く求められています。

## なぜ改定するの

下水道使用料は、おおむね4年ごとに段階的な改定を実施していますが、未だ処理費用に見合った料金設定に至っていないため、不足を一般会計から補てん(税金で負担)している状況で、令和3年度の下水道事業決算では、約2億円が補てんされています。

補てん額には受益者以外の人の負担も含まれており、税負担の公平性の観点から、適正な受益者負担を検討し、経営健全化を図るため、公共下水道事業審議会からの答申と市議会の議決を得て、5月分(4月使用分)から下水道使用料を改定することになりました。

今後とも施設の効率的な運営と経費削減や収入増への取り組みに努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いします。

## 使用料Q&A

**Q** 下水道使用料はどうやって計算するの？

**A** 1カ月に30<sup>m</sup>を使用したときは次のような計算になります。

基本料金	8 <sup>m</sup>	=	1,267円
超過料金	198円×12 <sup>m</sup>	=	2,376円
	203円×10 <sup>m</sup>	=	2,030円



↑右記の表の内容により計算

5,673円  
× 1.10(消費税)  
||  
**6,240円**

平均改定率

**6.32%**

※各階層が6.32%に近い改定率になるよう設定しています。

(税抜き)

料金区分	汚水量	旧料金	新料金	
一般家庭用 および 事業用	基本料金	8 <sup>m</sup> まで	1,192円	<b>1,267円</b>
	超過料金 (1 <sup>m</sup> につき)	9 <sup>m</sup> ~ 20 <sup>m</sup>	186円	<b>198円</b>
		21 <sup>m</sup> ~ 30 <sup>m</sup>	191円	<b>203円</b>
		31 <sup>m</sup> ~ 50 <sup>m</sup>	202円	<b>215円</b>
		51 <sup>m</sup> ~ 100 <sup>m</sup>	207円	<b>220円</b>
		101 <sup>m</sup> ~	218円	<b>232円</b>

※使用料は上表から算出した額に消費税を加えた額となります(10円未満切捨て)

広告